免責審尋期日

令和８年（フ）第７０４号
東京都品川区旗の台１丁目１０－２１
破産者　鮎川　直仁
審尋期日　令和８年12月14日午前11時30分
令和８年８月24日
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（フ）第４９８０号
東京都目黒区中目黒２丁目８－２３－８０４、住民票上の住所東京都立川市若葉町３丁目７１－６
破産者　シャルマ　リチタ
審尋期日　令和８年12月14日午後2時30分
令和８年８月26日
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１５号
東京都国立市東１－１５－１１、４４８ビル３Ｆ
清算株式会社　株式会社ＳＥＥＤＰＬＡＣＥ
代表清算人　　齋　藤　智　秀
１　決定年月日　令和８年８月２６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（ヒ）第１６号
東京都町田市小川六丁目１４番１号
清算株式会社　株式会社コアリネンサプライ
代表清算人　　渡邊穂高
１　決定年月日　令和８年８月２６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第４号
新潟市中央区上所一丁目１番２４号　Ｎビル４階　とやの総合法律事務所内
清算株式会社　とやの第二株式会社
１　決定年月日　令和８年８月２４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第５号
新潟市中央区上所一丁目１番２４号　Ｎビル４階　とやの総合法律事務所内
清算株式会社　五泉管財株式会社
１　決定年月日　令和８年８月２４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第１００８号
名古屋市中村区名駅３丁目４番１０号
清算株式会社　株式会社アドバンス
１　決定年月日　令和８年８月２５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第１００７号
名古屋市中村区名駅３丁目４番１０号
清算株式会社　株式会社ライズ
１　決定年月日　令和８年８月２５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第１０１０号
名古屋市中村区名駅３丁目４番１０号
清算株式会社　株式会社トラスト
１　決定年月日　令和８年８月２５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第１００２号
岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一丁目７番５号
清算株式会社　丸幸商事株式会社
代表清算人　中村　克司
１　決定年月日　令和8年8月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（ヒ）第２号
堺市中区伏尾2933番地１
清算株式会社　株式会社ウォーク
１　決定年月日　令和８年８月２６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所堺支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２０２６号
東京都千代田区飯田橋２丁目１番５号Ｓ－Ｇ１ａｎｚＫＵＤＡＮＢＬＤ．４階
清算株式会社　株式会社ダブルアール
代表清算人　岡田　高志
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　定義
協定債権元本とは、協定債権のうち、利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　協定債権元本の弁済及び免除
(1)弁済及び免除
本協定認可決定確定後１か月以内に、金３６万９６４５円を協定債権元本額により按分して算出された金額を弁済し（以下「基本弁済」という。）、弁済時に協定債権元本額と弁済額の差額について免除を受ける。
(2)追加弁済
ア　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を、控除してなお残額が存する場合は、協定債権者に対し、当該残額を、各協定債権元本額から基本弁済額を控除した金額により按分して算出された金額を弁済する（以下「追加弁済」という。）。
イ　追加弁済を行った場合は、(1)に基づく残債務の免除は、当該追加弁済額を限度として(1)に基づく弁済時に遡って効力を失う。
３　利息及び遅延損害金の免除
協定債権のうち、利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
４　新たな財産が発見された場合
基本弁済又は追加弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権元本額から基本弁済額及び追加弁済額を控除した金額により按分して算出された金額を弁済する。
この場合においては、第１項(1)に基づく残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で第１項(1)に基づく弁済時に遡って効力を失う。
５　弁済の場所及び端数の処理
(1)本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振込送金する方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
(2)割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
以上
東京地方裁判所民事第２０部

更生計画案議決権行使方法等

令和８年（ミ）第２号
東京都中央区日本橋堀留町一丁目１０番１４号
更生会社　株式会社ライフビジネスウェザー
１　議決権行使の方法
書面投票による行使
２　投票期間
令和８年８月27日から令和８年９月24日まで
３　決議の組分け
更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限
令和８年９月10日
令和８年８月27日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第２４号
釧路市松浦町７番４号　陽光プレイス201号室
再生債務者　松村　拓海
１　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月24日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月５日から令和８年10月13日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第４号
秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字北蛭川５番地
再生債務者　菊地　直美
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月24日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月６日から令和８年10月14日まで
秋田地方裁判所横手支部